

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

| 項目 | 八戸市 | 三戸町 | 南部町 | 青森県(河川砂防課) | 青森県(防災危機管理課) | 青森地方気象台 | 青森河川国道事務所 | 現状に対する課題 |
|-----------------|---|--|--|---|--|---|--|--|
| 避難勧告等の発令基準 | <ul style="list-style-type: none"> 下記の櫛引橋水位観測所水位を基準としつつ、総合的に判断して発令する。 (1)水位5.0m 浸水想定区域の一部に避難準備情報 (2)水位6.7m：避難判断水位 全浸水想定区域に避難勧告 (3)水位6.9m：氾濫危険水位 全浸水想定区域に避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> 馬淵南部水位観測所水位を基準として判断 1 水位 5.00m 浸水想定区域の一部に避難準備情報 2 水位 5.40m 浸水想定区域全域に避難勧告 3 水位 6.10m 浸水想定区域全域に避難指示 考慮すべき事項として次のとおり ○馬淵川水系熊原川 橋ノ下及び三戸水位観測所水位を基準として判断 1 橋ノ下 水位 2.60m 三戸 水位 2.30m 浸水想定区域の一部に避難準備情報又は避難勧告 2 橋ノ下 水位 2.80m 三戸 水位 2.70m 浸水想定区域全域に避難勧告 3 橋ノ下 水位 3.10m 三戸 水位 2.93m 浸水想定区域全域に避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> 下記観測所において避難判断水位基準及び下記状況を踏まえ発令する。 ○馬淵川南部水位観測所 避難判断水位：5.4m→避難勧告 氾濫危険水位：6.1m→避難指示 ○剣吉水位観測所 避難判断水位：4.2m→避難勧告 氾濫危険水位：4.9m→避難指示 ・氾濫注意情報が発表され、3時間後には氾濫危険水位に到達すると予想されるとき ・1日の雨量が90mm、降り始めからの総雨量が100mmの降雨が予想されるとき ・近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大しているとき ・河川管理施設の異常(漏水等破壊につながるおそれのある被災等)を確認したとき ・「大雨特別警報(浸水害)」が発表されたとき | <ul style="list-style-type: none"> 河川管理者と気象庁が共同で洪水予報を発表し、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 馬淵川中流：八戸市・南部町・三戸町 河川管理者が水位周知河川と指定して、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 馬淵川水系 6観測所 | <ul style="list-style-type: none"> 避難勧告・指示等の具体的な発令基準を策定するよう市町村に指導している。 | <ul style="list-style-type: none"> 河川管理者と気象庁が合同で洪水予報を発表し、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 気象警報・注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、雨量などの予想最大値等を周知。 | <ul style="list-style-type: none"> 河川管理者と気象庁が合同で洪水予報を発表し、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 災害発生時の恐れがある場合には、国交省事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。 | <ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令に対し、支川等を含めたタイムラインや明確な発令基準(水位、降雨、気象状況など)が策定できていないため、タイムラインの拡充と作成したタイムラインについてはブラッシュアップしていく必要がある。 |
| 避難場所・避難経路 | <ul style="list-style-type: none"> (1)避難所 ・小中学校、公民館等の公共施設、130施設を避難所として指定。うち8施設は浸水想定区域内であり、水害時は開設されない見込み。 ・洪水ハザードマップ、HP等により周知。 (2)避難経路 未指定 | <ul style="list-style-type: none"> (1)避難所 ・小中学校、公民館等の公共施設、23か所を避難所として指定。うち2施設は浸水想定区域内であり、水害時は開設されない見込み。 ・洪水ハザードマップにより周知。 ・HPに掲載している。 (2)避難経路 ・洪水ハザードマップにより周知。 | <ul style="list-style-type: none"> (1)避難所 ・小中学校、公民館等の公共施設、77施設を避難所として指定。うち13施設は浸水想定区域内であり、水害時は開設されない見込み。 ・洪水ハザードマップ、HP等により周知。 (2)避難経路 未指定 | <ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援。 馬淵川水系では、4河川において、H29年度を目標に洪水浸水想定区域を公表予定。 | <ul style="list-style-type: none"> 災害種別毎に指定避難所及び指定避難緊急場所の指定・公示を行うよう市町村に指導している。 | | <ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援。 | <ul style="list-style-type: none"> 基準水位観測所の受け持ち区間を対象に避難勧告等を発令すると、避難対象地域が必要以上に広範囲となる傾向があるため、広範囲の浸水時を想定した避難計画・施設・経路の策定の必要がある。 |
| 住民等への情報伝達の体制や方法 | <ul style="list-style-type: none"> 避難指示等を発令した場合、防災行政無線、市広報車、消防による広報、HP、エリアメール、市安全安心情報発信サービスメールの他、報道機関の協力を得て情報伝達を行う。 災害時要援護者に対しては、上記の他、「八戸市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき、電話連絡、FAX送信を行い伝達する。また、予定される災害の規模によっては避難支援者等が自宅を訪問して伝達する。 | <ul style="list-style-type: none"> 避難指示等を発令した場合は、防災行政無線、町広報車、消防団員及び町職員による巡視及びエリアメール等により住民に情報伝達する。 避難行動要支援者に対しては、個別計画により情報を伝達する。 | <ul style="list-style-type: none"> 避難指示等を発令した場合、防災行政無線、町広報車、消防による広報、HP、エリアメールの他、報道機関の協力を得て情報伝達を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村が避難勧告等を発令した場合、放送事業者に対し、放送による協力要請を行っている。 青森県防災HPにより、住民へ周知を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> 青森河川国道事務所のホームページにポータルサイトを作成し、河川の水位や画像などの河川の水位情報等についてリアルタイム(河川の画像は静止画像)で提供。 河川管理者と気象庁が合同で洪水予報を発表し、自治体への連絡とマスコミ等を通じた住民への周知を行っている。 | <ul style="list-style-type: none"> 災害時にエリアメールや情報発信サービスメール、WEBによる情報発信を行っているが、一部の利用者にとどまっているため、地域住民への確実な災害情報の伝達できていない懸念がある。 災害情報を発表・公表しているが住民側にはわかりにくく、適切な行動に結びついていない恐れがあるため、理解しやすく詳細な情報を周知しなければならない。 | | |
| 避難誘導体制 | <ul style="list-style-type: none"> 市職員、消防職員、消防(水防)団員、自主防災組織等が、避難誘導を実施する。 発災時に市民が的確な避難行動をとることができるよう、平素から避難所の場所、避難準備、避難の心得等の広報活動を実施、周知徹底を図る。 災害時要援護者に対しては、地域の支援関係者が連携し、災害時要援護者名簿や個別の避難支援プランに基づき、避難誘導を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 町職員、消防団員、自主防災組織等が、避難誘導を実施する。 避難行動要支援者に対しては、個別計画により避難及び避難誘導を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> 町職員、消防職員、消防(水防)団員、自主防災組織等が、避難誘導を実施する。 発災時に町民が的確な避難行動をとることができるよう、平素から避難所の場所、避難準備、避難の心得等の広報活動を実施、周知徹底を図る。 災害時要援護者に対しては、地域の支援関係者が連携し、避難誘導を行う。 | | | | <ul style="list-style-type: none"> 工業・商業地帯を含めた「都市型水害」に備えた避難計画の策定を行い、発災時に地域住民が的確な避難行動をとることができるよう、平素から避難所の場所、避難準備、避難の心得等の広報活動を実施し、周知徹底を図る必要がある。 | |

②水防に関する事項

| 項目 | 八戸市 | 三戸町 | 南部町 | 青森県(河川砂防課) | 青森県(防災危機管理課) | 青森地方気象台 | 青森河川国道事務所 | 現状に対する課題 |
|-------------------------|---|---|---|---|---|--|---|---|
| 河川水位等に係る情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> 消防本部からの情報を、各消防署が消防(水防)団に連絡。 | <ul style="list-style-type: none"> 町役場から水防団への連絡をする。 | <ul style="list-style-type: none"> 青森県防災HP(青森県河川砂防情報提供システム)からの情報を、町職員が消防(水防)団に連絡。 | <ul style="list-style-type: none"> 河川管理者が基準観測所の水位により水防警報を発令。 | <ul style="list-style-type: none"> 青森県防災HPにより情報提供している。 | | <ul style="list-style-type: none"> 河川管理者が基準観測所の水位により水防警報を発令。 | <ul style="list-style-type: none"> 基準水位観測所の対象区間が広範囲であるため、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特長・共有が難しい。 |
| 河川の巡視区間 | <ul style="list-style-type: none"> 消防団管轄区域に準拠して、巡視を行う。(八戸市消防団条例施行規則別表第2) | <ul style="list-style-type: none"> 河川(馬淵川、熊原川等)が上昇した時、又は見込まれる時に巡視する。 | <ul style="list-style-type: none"> 消防団管轄区域に準拠して、巡視を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。 | | <ul style="list-style-type: none"> 出水期前に、自治体、水防団等と災害危険箇所の合同巡視を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 出水期前に、自治体、水防団等と災害危険箇所の合同巡視を実施。 出水時には、河川管理施設の点検及び重点監視区間の確認をするため河川巡視を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 水防団は河川管理者との情報共有が不十分となっている。また、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少ないため、発災時に水防団が確実な活動ができないことが懸念される。 |
| 水防資機材の整備状況 | <ul style="list-style-type: none"> 水防資材の備蓄状況について定期的に確認。(スコップ、掛矢、土のう袋、制作済み土のう、木杭、ブルーシート、照明、発電機、など) | <ul style="list-style-type: none"> 土嚢：2000袋保有 | <ul style="list-style-type: none"> 水防資材の備蓄状況について定期的に確認。(スコップ、土のう袋、制作済み土のう、木杭、ブルーシート、照明、発電機、など) | <ul style="list-style-type: none"> 各地域整備部毎等に水防機材を備蓄。 | | | <ul style="list-style-type: none"> 出張所、防災ステーション、水防拠点に水防資機材を備蓄。 | <ul style="list-style-type: none"> 水防資機材において、水防団等と河川管理者による備蓄・状態情報の共有が不十分であり、製作済み土のう等、劣化により使用できない可能性があることが懸念される。 |
| 市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応 | <ul style="list-style-type: none"> 状況に応じ適当な場所に救護所を設置する。(適当な場所が見つからない場合は、市総合福祉会館内。) 市医師会と「災害時の医療救護についての協定」を締結しており、市地域防災計画に基づき必要が生じた場合、医療救護班の派遣を要請する。 | <ul style="list-style-type: none"> 町庁舎に災害対策本部を設置する。(現状では、浸水想定区域外) | <ul style="list-style-type: none"> 町庁舎に災害対策本部を設置する。 | | | | <ul style="list-style-type: none"> 非常用電源、重要設備の耐水性が確保できていない恐れがある。 | |

③氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

| 項目 | 八戸市 | 三戸町 | 南部町 | 青森県(河川砂防課) | 青森県(防災危機管理課) | 青森地方気象台 | 青森河川国道事務所 | 現状に対する課題 |
|------------------|---|---|---|------------|--------------|---------|--|---|
| 排水施設、排水資機材の操作・運用 | <ul style="list-style-type: none"> 排水ポンプ車(30m/min 水中モーター式)×1台 照明車(2,000W×6灯)×1台 雨水ポンプ場×5施設(うち馬淵川2施設) 操作要領を作成。平常時は樋門を全開とし、設定水位を超過した場合、全閉とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 施設資機材はなし。 | <ul style="list-style-type: none"> 排水ポンプ1基を町内業者に管理を依頼している。 | | | | <ul style="list-style-type: none"> 堤防決壊の当日から排水ポンプ車による浸水の排水作業を実施。必要に応じ、全国の地方整備局から排水ポンプ車を投入し、浸水箇所における排水作業を実施する。 「総合的な治水対策」の計画にのっとり、八戸市内の内水箇所、浸水深をメールにより送信するためのセンサーを設置。 | <ul style="list-style-type: none"> 決壊を伴う大規模氾濫時等における排水機場、水門、樋門等の操作に関わる情報が関係機関に共有されていない。排水開始・終了のタイミングが明確にされていない。 |